

# 金融機関の貸出に係る信用リスク管理について

## 〔要　旨〕

1. 近年、我が国金融機関の貸出面の動きをみると、①中小企業向けや個人向け貸出の比率上昇、②当座貸越形態での与信の増加、③中・長期貸出比率の上昇、④不動産、ノンバンク向け国内貸出や海外のLBO案件の増大等の構造変化がみられており、そうしたなかで貸出に係るリスクが一段と多様化・複雑化している。また、金融の自由化、国際化の進展は、業務範囲の拡大等を通じて金融機関にとってビジネス・チャンスの拡大をもたらし、また競争促進を通じて金融の効率化に資する面が大きいが、同時に個別金融機関の対応いかんによっては、調達コストの上昇による利鞘の圧迫を背景に、いわゆるハイリスク・ハイリターン運用の誘因が働く等、潜在的なリスクが高まる可能性があり、金融機関が貸出に係る信用リスクを適切に管理する重要性が一段と高まっている。
2. 日本銀行では、金融機関の経営実態を把握するため、考查局が定期的に実地考查を実施しているほか、営業局、支店によるモニタリングも行っている。実地考查に際しては、自己資本の充実度、各種リスク管理体制の状況を点検するうえで、従来から資産内容の健全性の評価に重きを置いてきている。具体的には、個々の貸出の内容を評価して要注意貸出を把握し、銀行の体力（自己資本）との比較を行っているほか、その背後にある全般的なリスク管理能力をチェックしている。
3. 金融機関の貸出に係る信用リスクの管理にあたっては、①審査・管理体制、②融資姿勢・融資規律、③審査・管理手法の各々を十分に備えるとともに厳正な運営が必要である。この点近年の審査・管理体制をみると、80年代を通じての長期金融緩和局面では、審査部門を営業部門に取込む中で、審査部門のチェック機能が必ずしも十分にワークしない面があったほか、地価や株価の高騰を背景に不動産等の担保評価が甘めとなり、資金使途や返済能力等についての分析が十分といえないケースが見受けられた。総じて、①事前審査、②中間管理、③債権保全の面でやや引緩みの傾向がみられたことは否めない。
4. 金融機関における貸出のリスク管理上の課題としては、①営業推進部署に対する審査部門の独立性を確保し、かつ融資審査面のチェック体制を強化・整備すること、②近年増加をみている不動産関連融資については、資金使途の健全性やプロジェクトの妥当性を的確にチェックするとともに、それが内包する価格変動リスクに配意し審査・管理する体制を強化すること、③最近増勢の顕著なノンバンク向け融資については、ノンバンク自体の業況、資金繰りのチェックはもとより、転貸の最終的な資金使途や大口転貸先の業況等についての把握に努めること、等が肝要である。このほか、④融資構造の偏りから融資集中リスクを内包しないように努める必要があるほか、⑤延滞債権や回収難に陥っている貸出等のいわゆる不良資産については、その的確な把握とともに、きめ細かな管理策の策定とその着実な実行が重要である。

金融自由化の一層の進展を始め、金融機関を取巻く経営環境は一段と厳しさを増していくと予想される中で、以上みたような信用リスクについての管理体制を強化するとともに、先行きの多様なリスクの顕在化等に備え、自己資本の一層の充実を図ることが肝要である。

---

## ( 目 次 )

### はじめに

#### 1. 金融の自由化・国際化の進展等と貸出に 係る信用リスク管理の重要性

- (1) 融資構造の変化と信用リスク
- (2) 金融の自由化・国際化の進展と信用  
リスク
- (3) 資産価格の変動と信用リスク

#### 2. 貸出に係る信用リスク管理のあり方

- (1) 日銀考査と資産査定
- (2) 信用リスク管理上のチェック・ポイント  
と金融機関の審査・管理状況

### (審査・管理体制)

#### (融資姿勢・融資規律) (審査・管理手法)

#### 3. 貸出に係る信用リスク管理上の当面の課題

- (1) 審査・管理機能の強化
- (2) 不動産向け融資のリスク管理
- (3) ノンバンク向け融資のリスク管理
- (4) 融資集中リスクの回避
- (5) 資産内容と自己資本

### はじめに

近年、金融の自由化・国際化の一層の進展を背景に金融機関業務は一段と多様化・高度化するとともに、金融機関経営を取巻くリスクも、従来の信用リスクのみならず、金利リスク、価格変動リスク、流動性リスク、為替リスク等、一段と多岐にわたり、かつ複雑化しており、そうした中で銀行ではこれらの新たなリスクに対応すべく A L M体制の充実等に乗出している。しかし、こうした動きは銀行の伝統的リスクともいべき信用リスク管理の重要性の相対的低下を意味するわけではない。銀行経営の健全性維持にとって与信の質の健全性は最も重要な要素であることに変わりはなく、このことは金融自由化の先進国である米国において、近年の銀行破綻の最大の要因が

資産内容の悪化に起因することからも明らかといえよう。さらに後にみるように金融の自由化・国際化は、金融機関にとって収益機会の拡大をもたらすものである一方、金融機関の対応いかんでは信用リスクの増大を招く可能性があることも見逃せない。

以下では、こうした現状認識に立って、金融機関の最も伝統的な与信である貸出に係る信用リスクに焦点を当てるかたちで、金融の自由化・国際化の下における金融機関の融資構造の変貌と信用リスクの動向、信用リスク管理のあり方とその実態および当面の課題等について検討を加えるとともに、日本銀行の考査において貸出に係る信用リスク管理をどのような観点から評価しているかについて概観することとしたい。

## 1. 金融の自由化・国際化の進展等と貸出に 係る信用リスク管理の重要性

わが国の金融機関を取巻く経営環境は、金融の自由化・国際化の進展や金融の証券化の進行（間接金融から直接金融への移行）、さらには融資構造の変化等、大きな変貌を遂げているが、そうした中で金融機関が貸出に係る信用リスクを適切に管理する重要性は強まりこそすれ弱まることはないようにうかがわれる。そこで貸出に係る信用リスク管理の具体的な手法に入る前に、これら経営環境の変化が信用リスクに及ぼす影響等につき検討してみたい。

### (1) 融資構造の変化と信用リスク

近年、我が国の金融機関の融資構造は大きく変化しているが、こうした融資構造の変化とこれが金融機関における審査・管理面に与える影響としては、次の諸点を指摘できよう。

第1に、国内融資面では、中小企業向けや個人ローンのウエイトが趨勢的に上昇するとともに、取引形態面では、当座貸越形態<sup>(注1)</sup>での取引ウエイトが高まってきていていることがある。すなわち、都市銀行の総貸出に占める中小企業向け貸出のウエイト（残高ベース）をみると（図表1）、80年度末の35%からほぼ

(図表1)

中小企業・個人向け貸出残高の構成比

(単位 %)

|          |        | 1975年度末 | 80年度末 | 85年度末 | 87年度末 | 88年度末 | 89年度末 | 90年 末 |
|----------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 都市<br>銀行 | 中小企業向け | 26.3    | 35.2  | 42.6  | 48.5  | 50.5  | 52.3  | 51.2  |
|          | 個人 向け  | 7.9     | 11.2  | 10.3  | 14.1  | 16.4  | 18.6  | 20.1  |
| 地方<br>銀行 | 中小企業向け | 48.5    | 52.9  | 57.4  | 60.1  | 61.2  | 62.4  | 62.7  |
|          | 個人 向け  | 10.8    | 14.9  | 12.5  | 13.6  | 14.6  | 14.7  | 15.5  |

(注) 中小企業とは、資本金1億円以下または常用従業員300人以下（卸売業は資本金30百万円以下または常用従業員100人以下、小売業、飲食店およびサービス業は資本金10百万円以下または常用従業員50人以下）の企業。

(資料) 日本銀行「経済統計月報」

(注1) 当座貸越とは「取引先が、当座預金の残高を超えて小切手・手形などを振出した場合に、一定限度まで金融機関が立替払に応じるという与信形態」であり、一般的には取引先の一時的な資金不足に対応するために用いられ、これが従来の当座貸越取引の中心であった。しかしながら、近年このような当座貸越とは別に手形貸付、証書貸付の代用としての新型の当座貸越が登場、これが残高増加の推進力となっている。

従来型の当座貸越は当座預金の赤残発生時にのみごく短期間貸出が発生することが想定されているのに対し、新型の当座貸越は通常の手形貸付、証書貸付と同様、一定期間貸出が継続することが想定されている。こうした当座貸越取引増加の背景として、以下の諸点を指摘できる。

- ①中堅・中小企業向け取引の新規開拓を図るため、「証書貸付の代用」として当座貸越を積極的に推進してきたこと。
- ②当座貸越形態を利用した個人向けローンの売込みを積極化したこと。
- ③企業側が印紙税節約のメリットに着目して「手形貸付の代用」として、当座貸越を選好するニーズが根強いこと。
- ④効率的資金運用の観点から、ユーザー側が手続きの簡便な当座貸越に魅力を感じ、積極的に利用していること。

一貫して上昇、90年末には51%と過半に達しているほか、個人向け貸出も11%から20%まで上昇、この結果両者を合わせたウエイトは90年末71%に上っている（地方銀行でも同様の傾向がうかがわれ、両者合わせたウエイトは90年末、78%に達している）。一方、こうした中小企業向けや個人向けの貸出ウエイト増大にも関連して、国内貸出の中に占める当座貸越のウエイトが顕著な上昇を示している（都銀、80年度末2%→90年末18%、図表2）。

こうした中小企業向けや個人向けの貸出ウエイトの上昇は、審査すべき新規融資先の増大をもたらすとともに、融資先の業種や財務状況等に応じた多様な審査・管理手法の必要性が増している。一方、当座貸越については、

極度枠内での機動的融資という顧客ニーズに対応することを目的としたものであるが、従来の審査・管理体制のままでは、資金使途の把握に難しさを伴うなど、過度の信用リスクを負う恐れがあることも無視できなくなっている。

第2に、貸出期間別では、中・長期貸出比率、とくに5年超の貸出比率の上昇が顕著なことである（図表3）。中・長期貸出は短期貸出に比べ、貸出期間中に融資先の業況や信用力が変化するリスクが相対的に高いとみられるため、その融資にあたっては、融資先の信用度調査さらには、プロジェクト・ローンについては事業計画の妥当性の審査等をより厳正に行う必要がある。

(図表2) 当座貸越残高と総貸出に占めるウエイト推移

(単位 兆円、( ) 内ウエイト %)

|      | 1980年度末       | 85年度末          | 86年度末           | 87年度末           | 88年度末           | 89年度末           | 90年 末           |
|------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 都市銀行 | 1.4<br>( 1.9) | 10.3<br>( 8.1) | 15.8<br>( 10.9) | 21.6<br>( 13.2) | 26.8<br>( 14.9) | 31.5<br>( 15.7) | 36.9<br>( 17.6) |
| 地方銀行 | 0.7<br>( 1.6) | 4.0<br>( 5.5)  | 6.4<br>( 8.2)   | 9.3<br>( 10.7)  | 12.3<br>( 12.6) | 15.4<br>( 13.9) | 17.5<br>( 15.2) |

(資料) 日本銀行「経済統計月報」

(図表3) 中・長期貸出残高比率の推移

(単位 %)

|      | 1980年度末 | 85年度末 | 86年度末 | 87年度末 | 88年度末 | 89年度末 |
|------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 都市銀行 | 32.1    | 32.7  | 37.4  | 41.9  | 47.5  | 52.9  |
| 地方銀行 | 38.3    | 40.1  | 41.4  | 41.8  | 43.4  | 45.6  |

(注) 中・長期貸出は期間1年超の貸出。

(資料) 日本銀行「経済統計年報」

第3に、国内貸出を業種別にみると、近年、不動産業向けやノンバンク向け貸出のウエイト上昇が目立ってきていることである（図表4）。不動産向け貸出については、通常の与信リスクに加え、地価変動に伴うリスクも内包しており、一方ノンバンク向け貸出については、最終的な資金使途の把握や担保保全をきめ細かく行っていく必要性が一段と高い等の事情があり、このため、これらの融資には一層高度な審査・管理手法が必要となろう。

第4に、都銀、長信銀、信託等では、80年代以降、金融の国際化を背景に海外融資の拡大が顕著な中にあって、LBO等H L T<sup>(注2)</sup>（Highly Leveraged Transaction）や不動産プロジェクト・ファイナンス、航空機ファイナンスのウエイトが趨勢的に上昇傾向を示していることである。これらは取引形態が複雑であるだけに、こうした案件を手掛けるには一般貸出とは異なる分析手法に従って審査を

行うことが不可欠となる。

以上みたように近年の融資構造の変化に伴って、金融機関の信用リスクは一段と多様化、複雑化の様相を呈しており、そうした中で信用リスク管理面でもこれらの変化に如何に対応していくかが重要な課題となっている。

## （2）金融の自由化・国際化の進展と信用リスク

以上のような融資構造変化の背景としては、①80年代前半から後半にかけての長期にわたる金融の緩和や、②企業の資金調達ルートの多様化（とくに大企業の転換社債、ワラント債等内外における債券発行や増資による調達急増）と、これらを受けた③貸出競争の激化等を指摘できるが、④同時に80年代以降の金融の自由化・国際化の進展および地価や株価等資産価格の変動がこうした変化を促進した点も見逃せない。

（図表4） 総貸出に占める不動産、ノンバンク向け貸出シェア

（単位 %）

|                              | 1980年度末 | 85年度末 | 86年度末 | 87年度末 | 88年度末 | 89年度末 | 90年末 |
|------------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 不動産（A）                       | 5.7     | 8.3   | 10.3  | 10.4  | 10.9  | 11.4  | 11.1 |
| ノンバンク<br>(リース・その他金融業)<br>(B) | 4.2     | 11.1  | 12.9  | 14.5  | 14.9  | 15.4  | 14.6 |
| (A) + (B)                    | 9.9     | 19.4  | 23.2  | 24.8  | 25.8  | 26.8  | 25.7 |

（注）1.全国銀行（第二地銀協加盟行を除く）ベース。「その他金融業」は、金融・保険業のうち、証券・保険を除く金融業で、ノンバンクのウエイトが大きい。

2.本稿では、日本銀行の業種別貸出統計中、リース向けと「その他金融業」に分類される貸出を、一応ノンバンク向け貸出として取扱っている。

（資料）日本銀行「経済統計月報」

（注2）LBO（Leveraged Buy Out）とは、買収先企業の資産を担保に借り入れや債券（ジャンク・ボンド）発行を行って買収を実行する取引。この結果、融資先企業の外部負債比率が大幅に上昇するが、このように買収関連の借り入れの結果、外部負債比率が大幅に上昇する貸出取引を総称してH L Tと呼ぶ。

一般に金融の自由化・国際化の進展は、業務範囲の拡大等を通じて金融機関にとってビジネス・チャンスの拡大をもたらし、また競争促進を通じて金融の効率化に資することはいうまでもない。さらに自由化の過程で、フィー・ビジネスの拡大等、収益源の多様化を図ることができれば、特定業務に依存した場合に比べ、金融機関にとってはリスクの分散が図れるという効果も期待できる。

他方、金融の自由化・国際化が金融機関の信用リスクに如何なる影響を及ぼすかについては、その時々の金融情勢等にも依存し、もとより一概にはいえないが、個別金融機関の運用・調達面の対応いかんによっては、次のようなルートを通じて与信リスクを高める可能性がある点には留意する必要があろう。

第1に、預金金利の自由化に伴う調達コストの上昇圧力が、個別金融機関の対応方針いかんでは、融資面のリスク・テイクを誘発する可能性があることである。すなわち、預金金利の自由化が最終段階を迎える中で、銀行の自由金利調達比率は、都市銀行で7割、地方

銀行で6割、信用金庫で5割前後に上っており（図表5）、これに伴って調達コストの上昇と利鞘の縮小を余儀なくされている。こうした過程で金融機関が相対的に金利の高い、いわゆるハイリスク・ハイリターンの貸出を伸ばす場合には、結果として資産内容の大幅悪化を招くことになる。

第2に、金融の国際化に伴う海外融資の増加は、往々にして現地の主要銀行等の幹事行から持込まれた案件を限られた短時間のうちに大量の資料を審査する必要があるだけに、現地の法律、会計面の各種事情に通曉した語学力に優れた審査スタッフの存在が不可欠であり、こうした条件が未整備なまま海外融資に乗出することはそれだけに危険が大きいといわざるを得ない。

以上みたように、金融の自由化・国際化の進展は、効率的な金融システムを構築していく上で不可避の流れといえるが、同時にその過程においては、個別金融機関の対応いかんでは、潜在的な信用リスクが高まる側面があることを忘れてはなるまい。

(図表5) 自由金利調達比率の推移

(国内店舗残ベース、単位 %)

|                 | 1979年度末 | 85年度末 | 86年度末 | 87年度末 | 88年度末 | 89年度末 | 90年 末 |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 都市銀行            | 16.6    | 28.1  | 36.1  | 46.0  | 55.0  | 66.8  | 73.2  |
| 地方銀行            | 1.2     | 11.8  | 16.3  | 24.7  | 34.5  | 50.8  | 63.5  |
| 第二地方銀行<br>協会加盟行 | 1.0     | 9.6   | 17.7  | 23.4  | 31.7  | 48.1  | 62.5  |
| 信用金庫            | 1.5     | 2.8   | 5.4   | 10.1  | 16.8  | 32.1  | 50.8  |

(注) 自由金利調達比率 = (コールマネー+売渡手形+借用金<除く日銀借入金>+外貨預金+非居住者円預金+MMC+小口MMC+大口定期+NCD) / 調達勘定計

(資料) 日本銀行「経済統計月報」

### (3) 資産価格の変動と信用リスク

近年における株価や地価等、資産価格の変動も金融機関の与信リスクの潜在的な高まりのいまひとつの背景といえよう。80年代後半以降、長期金融緩和の過程で、財テク・不動産関連融資や、不動産・有価証券を担保とする融資が急拡大をみ、これが株価や地価上昇の一因となったが、これらの与信は前述したように、資産価格の変動に伴う価格変動リスクを内包しており、審査・管理面で一層節度ある慎重な姿勢が肝要といえよう。

## 2. 貸出に係る信用リスク管理のあり方

以上、最近の経営環境変化の中で、金融機関の信用リスク管理の重要性が高まっていることをみたが、次により具体的に信用リスク管理のあり方についてみるとこととしたい。その際、金融機関の審査・管理の実情についても必要に応じ言及することとする。

### (1) 日銀考查と資産査定

日本銀行では、金融機関の経営実態を把握するため、考查局あるいは支店の職員が定期的に実地考查を実施しているほか、営業局、支店が日常的にモニタリングを行っている。実地考查に際しては、金融機関の自己資本の充実度、各種リスク管理体制を点検するうえで、資産内容がいかなる状況にあるかを評価することが最も重要なポイントになっている。具体的には、個々の貸出の内容に問題がないかどうか、とくに当該貸出が最終的にどの程度回収可能かといった点を評価し、そのうえで全体としての要注意貸出比率を算定し、こうした問題貸出の比率が銀行の体力、すなわち自己資本からみて過大ではないかどうか

の判断を行っている。また、同時にそうした数字の背景となっている審査・管理体制、融資姿勢、融資規律等を調査し、その金融機関の信用リスク管理力がどの程度か、その把握に努めている。

そこで以下では、こうした貸出に係る信用リスク管理力を判断する際のチェック・ポイントについて、より具体的にみていくこととしたい。

### (2) 信用リスク管理上のチェック・ポイントと金融機関の審査・管理状況

銀行の貸出に係る信用リスク管理の実態を判断する場合のポイントとしては、大別して、①「審査・管理体制」、②「融資姿勢・融資規律」、③「審査・管理手法」の3つの観点に分けてみることができる（この3者を総称して「広義の審査・管理体制」と呼ぶ）。この3者は、例えば十全な「審査・管理手法」は、「審査・管理体制」が整備されて始めて可能となる等、相互に密接に絡んでおり、したがってこうした3者の連関に配慮しつつ、全体として金融機関の審査・管理機能が十分効率的に機能しているかを判断する必要がある。以下、後掲の（図表6）も参考にしつつ、審査・管理上のるべき姿を整理することとしたい。

#### （審査・管理体制）

まず審査・管理体制面のチェック・ポイントとして次の諸点を指摘できる。

- ① 最も重要な点は、審査・管理部門の独立性が十分保持されているとともに、営業推進部署に対するチェック機能が適切に働く体制となっているかどうかということである。そのためには同部門

の陣容およびスタッフの質が充実していることが望ましいことはいうまでもない。その際銀行経営にとって営業基盤の拡充が重要だからといって同時にそれが行過ぎ、資産内容の悪化を招くことのないよう的確にチェックし、いわば営業推進と審査部門のチェック体制のバランスを図っていくことが重要である。

この点、80年代の長期金融緩和局面では、審査部門を営業部門に取込む格好で、営業推進上の配慮がややもすると優先され、審査部門のチェック機能が必ずしも十分にワークしないという側面があったことは否定し難いように思われる。

② 国内貸出、海外融資いずれにおいても融資実行基準（内部規程）が具体的に定められていること。その際、本部稟議案件、役員会（常務会等）決裁案件、支店長専決権限、当座貸越の極度枠、各種クレジット・ライン等の基準が明確に定められ、さらに不動産向け貸出、ノンバンク向け貸出、H L T (Highly Leveraged Transaction)について融資基準が設定されていることが望ましい。

③ 行内的に貸出資産の質を評価し、分類する体制が確立されていること。すなわち、個別貸出債権について、元利払いがどの程度延滞しているか、回収面で懸念のある貸出はどれか等について正確に把握するとともに、できれば資産の質によっていくつかの grade に分類していることが望ましい。これら問題貸出が総貸出の中でどの程度のウエイトを有し、また自己資本との兼ね合いでみてどうかといった点を常にチェックすることが肝要である。

④ 審査・管理面のシステム・サポート体制が整備されていること。具体的には、顧客管理情報ファイル、稟議サポート・システム、財務分析システム、担保評価システム、店長専決貸出システム、期日管理システム、延滞先管理システム等が整備されることが望ましい。

#### (融資姿勢・融資規律)

次に融資姿勢・融資規律面のチェック・ポイントとしては次の諸点を指摘できよう。

① 融資実行にあたっては、収益性と同時にリスクの度合いを正確に把握するとともに、体力不相応なリスク・テイクを行っていないこと。そのためには、各営業店あるいは海外拠点の融資スタンスを本部が十分フォローし、適切に指導するとともに、重要な大口ないしハイリスク案件の融資にあたっては本部の役員会等の場で十分議論する体制となっていることが望ましい。また、体力不相応な資産の伸長は避ける等、自己の体力やリスク管理能力に見合った経営姿勢を維持し、これを通じて金融機関に対する信認を確保することが肝要といえよう。

② 内部のさまざまな融資基準を遵守しているかどうかチェックする体制を整備することも、融資規律の観点から重要である。営業面で前傾姿勢の強い営業店長による専決権限枠オーバー、稟議決裁前の融資実行、本部指示を無視した融資実行等があつてはならないことは言をまたない。

#### (審査・管理手法)

次に審査・管理手法に関して、重要なポイントは、事前段階での案件審査（事前審査）、

---

および融資の実行から回収に至るまでの中间段階における与信管理（中間管理）の手法であろう。融資にあたっては、事前の審査によって信用リスクの程度を十分に認識したうえで、融資実行の可否、融資条件等を決定する必要があり、融資実行後もこれに準じたかたちで信用リスクをフォロー・アップしてゆくことが不可欠といえよう。また、万一融資先が債務を履行できなくなるような不測の事態に備えて債権保全策を適切に講じることも重要である。

### ① 事前審査

融資取引の開始にあたっては、融資先の経営実態、財務内容を十分に分析する一方、資金使途や事業計画の妥当性を的確に把握・評価し、これらを踏まえて借入先の返済能力・返済原資を厳正に評価することが重要である。その際、自己資本・売上高・総資産等との対比でみて総借入残高が過大となっていないかのチェックは不可欠である。また返済能力については、運転資金と設備資金を明確に区分したうえで、運転資金であれば、売上げ・在庫見通しと返済期日の関係、設備資金であれば、利益見通しと返済予定額の関係の分析がポイントとなろう。

また融資決定に際しては、企業や経営者個人の知名度や担保に過度に依存する余り、融資先の財務分析等がおろそかになることは回避すべきである。この点近年、地価や株価の高騰を背景に不動産等の担保を過信して、資金使途、経営実態、返済能力等についての分析が十分といえないケースがみられるのは問題といえよう。

### ② 中間管理

融資実行後は、融資内容の悪化を回避するため、フォローアップが大切である。具体的には、与信先の業況や資金繰り状況を定期的にトレースするとともに、プロジェクト案件等については当初計画に沿って売上・収益、キャッシュ・フローが確保されているかどうかをチェックし、仮に実績が計画を下回っている場合には、その原因追求が必要となる。その結果、与信先の業況悪化、プロジェクトの遅延・不首尾等が判明した場合には、業況のより厳格なフォロー、さらには与信先に対する指導等、与信管理を強化する必要がある。いずれにしてもこうした中間管理を通じて、与信先の業況悪化等をできる限り早期に発見するとともにその是正に努めることが肝要といえよう。

### ③ 債権保全

取引先に対する債権を保全するためには、事前審査の段階で担保物件を確認・実査することが前提となるほか、不動産担保等の設定に際しては、掛目に慎重であるとともに、融資実行後は実際に売却可能な価格、すなわち「売りたい価格」ではなく「買いたい価格」を基準として定期的に担保評価の洗い直しを励行する必要がある。担保評価には、不動産等の価格動向に対する専門的知識が不可欠であることはいうまでもない。仮に担保不足が判明した場合には、所要の措置を講じることが必要である。また保証に関しては、保証人の保証能力の判定とともにその意思の確認勧行が不可欠である。さらにいったん「不良債権」化したため

---

慎重な管理を必要とする「管理債権」については、その指定基準を適切に設定し厳格に運用することが重要である。

この点、近年の状況をみると、融資実行当初の不動産担保物件の時価を最近時点の実勢価格が大きく下回っているにもかかわらず、これに対して何ら対策が講じられていないケース、あるいは不動産を担保にしているものの、遠隔地であるため実地調査がなされていないとか地価動向の把握がおろそかになっているようなケースもみられる。

### 3. 貸出に係る信用リスク管理上の当面の課題

以上、銀行の最も伝統的な与信である貸出に焦点を当てるかたちで、信用リスク管理の基本的あり方および審査・管理の実態についてみたが、最後にこうした実態および最近の融資環境の変化を踏まえ、当面の信用リスク管理上の課題についていくつかのポイントを整理しておくこととしたい。

#### (1) 審査・管理機能の強化

第1は、審査・管理機能の充実・強化である。もとよりその方法は各行・庫の個別事情や地域の経済基盤等を勘案しつつ各金融機関が主体的に工夫すべきことであるが、以下のような観点はどの金融機関にとっても重要であろう。

イ. 前述したように審査部門の独立性を十分確保すること。この点、最近審査機能強化の観点から、審査部を営業推進部署から独立させる動きがみられるが、るべき姿といえよう。

ロ. 融資審査面のチェック体制を強化・整備すること。この点で一つの参考となるの

はいわゆる「ダブルチェック体制」の導入である。これは、例えば①仮にハイリスクとみられる案件については、融資額が支店長専決権限枠内であったとしても、営業店と本部の双方で審査すること、あるいは、②本部審査であっても、審査部と調査部署が二重にチェックし遗漏なきことを期するというものである。さらに中には、業種ごとの取引形態やリスクの度合いの違いを勘案しつつ、分野ごとに審査のスペシャリストを配置する狙いから、「業種別審査担当制」といったシステムを導入する先もみられる。

#### (2) 不動産向け融資のリスク管理

第2は、近年増加をみている不動産向け融資の審査力の強化である。不動産向け融資については、当該融資資金によって購入した不動産が価格変動リスクに直接さらされることから周辺の不動産価格の動向には格段の注意を払う必要があるが、同時に一般融資においても不動産が担保に多く利用されていることからみても、実勢価格の把握と先行きの地価動向、換金可能性等について注意を怠ることできない。

##### イ. 審査体制面

一 不動産取引については、一般的に取引価格や開発プロジェクトの妥当性等を見分ける専門的な知識を必要とするといえよう。この点で、①店長専決権限を他の案件よりも低く抑える、②不動産関連融資専担のスタッフが、営業店や本部の審査セクションの抱える不動産関連案件をダブルチェックする、あるいは③不動産関連融資専担のスタッフが自行・庫の不動産関連案件を横

並びに比較しつつ一元的に審査する、等のかたちで特に厳格な審査体制を構築して成功している事例が参考になろう。

#### ロ. 審査手法面

－事業計画等融資案件の中身や融資先の業者の経営計画・業況等を分析することによって、投機目的の案件でないかどうかをチェックする。

－融資先の財務状態・不動産在庫状況をチェックするとともに、事業計画(工程表、設計図等を取りそろえ)や資金繰り計画の内容分析と進捗状況のチェックによって、計画の遅延や金利環境の変化等の影響と融資先の体力を判定する。

－路線価等の公的資料に基づく不動産取引価格の試算、近隣地取引事例の収集、現地踏査による地勢や土地利用形態の把握などを通じて、取引価格の妥当性をチェックする。

－土地購入資金については、借地権、借家権、担保権を含めた権利関係全般の確認、さらに現地踏査により、公図や登記簿内容との相違点の有無をチェックする。

－都市計画法等各種行政法規関係を確認する。

#### (3) ノンバンク向け融資のリスク管理

第3に、最近増勢の目立つノンバンク向け融資の審査力の強化である。長期金融緩和の過程を通じて、ノンバンクで金融機関からの借入れ資金の大宗を貸出に向ける動きが広範化したが、その意味で金融機関にとって、ノンバンク向け融資は転貸資金の融資としての性格が強い。このため、ノンバンク向け融資については、資金の最終的な使途が把握しにくいとか、担保設定が難しいといった側面があり、それだけに一般貸出以上により厳格

な審査・管理が求められよう。

イ. ノンバンクの資産内容と融資先・資金使途  
－ノンバンクの転貸貸出の最終的な資金使途を把握する（とくに投機的な不動産関連融資や財テク関連融資の有無）とともに、大口転貸先の業況・財務内容およびこれらの大口貸出の貸出全体に占めるウエイトをチェックする必要があるが、大口貸出のウエイトが高い先は、リスク分散面に問題があろう。

－貸倒れ率の推移および延滞債権等問題貸出の動向を把握する。

－貸出先ノンバンク自らが株式投資や特金・金外信等有価証券運用を行っている場合、その運用実態をチェックし、定期的に含み損益の状況を把握する。

#### ロ. ノンバンクの業況・借入れ動向等

－ノンバンク自体の最近の業況推移、業容拡大のテンポとその背景および収益・事業計画の中身を確認する。

－ノンバンクの借入れ依存度、自己資本比率、借入れ残高の推移、借入れ先、借入れ条件を把握する。

#### ハ. その他

－融資先企業に自行・庫の系列ないし関連会社であるノンバンクからも融資が行われている場合には、その分も含めて自行グループ全体としての与信管理に努め、融資構造に偏りをもたらさぬようにする必要がある。

－融資先ノンバンクにおける審査・管理体制の整備・強化、与信の分散、債権保全の強化等を必要に応じ要請する。

#### (4) 融資集中リスクの回避

第4に、融資集中リスクの回避に十分配意

---

する必要がある。いわゆる企業城下町などでもやむを得ないケースもありうるが、一般的には融資構造が偏っている場合には、いったんその集中分野の業況が大きく悪化した場合、全体として融資内容の大幅かつ急速な悪化へつながりやすく、ときに金融機関経営の根幹を搖がすことにもなりかねない。この点例えば最近米国で破綻に至った大手地銀 Bank of New Englandの場合には、同行の不動産融資への過度の集中と北東部不動産市況の悪化が資産内容の急速な不良化を招いたものと伝えられている。また米国の銀行監督当局はかねてこうした融資集中リスクを「コンセントレーション・リスク」として銀行検査の際の重要なポイントの一つとしており、我が国においてもこうした融資集中リスクへの配慮は不可欠である。

#### （5）資産内容と自己資本

最後に、全体としての資産内容を正確に把握する一方、これを自己の体力との兼ね合いで判断する必要があることである。すなわち、前述したように延滞債権や回収難に陥っている貸出等、自己の問題貸出や不良資産の規模を厳格な内部基準に基づき正確に把握する一方、これを自己の体力すなわち自己資本との兼ね合いで認識することが重要である。換言すれば、将来の償却につながる可能性のある不良資産は、足元の収益力を損なっているのみならず、事実上自己資本を毀損していると観念することも可能であり、そうした認識に立って不良資産の回収・整理に努めることが重要であろう。この点米国監督当局も、不良資産は自己資本を事実上毀損していると考え方に立ち、銀行検査により判明した不

良資産に対しては貸倒引当金の積増しを求める等、不良資産比率の高い先に対しては自己資本の増強を指導している。

以上貸出に係る信用リスク管理上の幾つかの課題をみてきたが、冒頭に触れたように金融機関を取巻くリスクは一段と多様化しており、こうした中で金融機関はこうした多様なリスクに対処すべく、各々の分野におけるリスク管理体制・手法を不斷に高めていく努力が求められている。信用リスクはそうした多様なリスクの一つであるが、同時に最も基本的かつ本源的なリスクともいえる。金融の自由化・国際化が一段と進展する中にあって、信用リスク管理の重要性を再認識し、そのための堅固な体制を構築していくことが益々重要となってきている。またそれとともに、先行きの信用リスクの顕在化等に備え、自己資本の一層の充実を図ることが肝要である。

(図表6)

## 信用リスク管理の

|      |                                    | チ エ ッ ク 項 目                                                                                                           |
|------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前審査 | 1. 企業・個人事業経営の内容<br>および個人の信用の調査     | 与信先の経営実態の良否を把握しているか<br>・財務諸表や残高資産表による財務内容の分析<br>・経営者等の経営手腕や健康状態の把握<br>・企業分析のためのデータベースの活用                              |
|      | 2. 事業計画・資金使途の審査、<br>返済能力の検討        | 事業の先行きや個別資金の内容まで踏込んで、検討しているか<br>・事業計画の妥当性を検討<br>・資金使途をチェック<br>・返済財源等をチェック<br>・極度枠の算定ルールが明確<br>・利益償還能力判断のために、資金運用表等を活用 |
|      | 3. 企業格付け、判定基準の整備・<br>活用            | 企業格付け等企業内容を判定するための統一的な<br>判断基準が存在するか<br>・与信先の規模、財務内容、収益動向等による<br>判断基準がある<br>・企業ごとのランク付けと定期的見直しを実施                     |
|      | 4. 商業手形の成因調査                       | 融通手形混入等の商手持込みの異常を見抜く力が<br>あるか                                                                                         |
|      | 5. 審査能力向上のための施策と実効                 | 組織的に、審査担当者のレベルアップが図られて<br>いるか                                                                                         |
| 中間管理 | 1. 大口与信先、問題先の管理体制                  | 融資実行後の大口先や問題先に関する管理体制が<br>整っているか<br>・大口与信先を重点管理<br>・メイン行庫、他行庫動向の注視<br>・予防先、管理先について、毎月業況トレース<br>や資金使途のチェックを実行          |
|      | 2. 一般融資先の業況トレース等                   | 大口先や問題先以外についても、融資実行後の財<br>務分析を行っているか                                                                                  |
|      | 3. グループ企業間、同一家族間、<br>グループ企業・個人間の管理 | 融資実行後のグループ間資金流用等の実情を把握<br>しているか                                                                                       |
|      | 4. 調査部門の活用状況                       | 調査部門（含む関連会社）が審査の役に立つ企業<br>情報を収集し、これが活用されているか                                                                          |

## チェック・ポイント

| チ ェ ッ ク 項 目     |                        |
|-----------------|------------------------|
| 債 権 保 全         | 1. 担保管理、評価額洗い直し        |
|                 | 2. 保証人の保証能力および保証意思の確認  |
|                 | 3. 延滞貸出金、管理債権の管理       |
|                 | 4. 個人ローン管理のための信用情報の収集等 |
| 審 査 体 制・融 資 規 律 | 1. 審査・管理部門の独立性         |
|                 | 2. 店長専決権限、極度承認権限       |
|                 | 3. 本部稟議決裁の厳格度          |
|                 | 4. 貸出条件のフォロー状況         |
|                 | 5. 融資規律違反発生の有無         |

(考 査 局)